

令和5年度第12回杵築市農業委員会総会議事録

令和6年3月7日 木曜日 午前9時30分 杵築市農業委員会総会を 杵築十王教育文化会館 2階会議室に招集した。

1. 総会に出席した農業委員は次のとおりである。

1番	宇留嶋 雄 蔵	2番	岩 崎 光 宏	3番	藤 原 洋 三
4番	伊 東 孝 吉	5番	阿 部 公 人	6番	江 藤 由之助
7番	石 川 文 男	8番	永 野 恵	9番	本 林 正
10番	佐 藤 敦 士	11番	小 春 修	12番	藤 松 美 潮
13番	宮 原 健 司	14番	木 村 房 雄		

1. 総会に欠席した委員は次のとおりである。

1番 宇留嶋 雄 蔵

1. 総会に参加した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

杵築	加 藤 隆 義	杵築	本 多 泰 久	大内	藤 原 哲 夫
東	古 宮 輝 美	八坂	平 野 素 一	八坂	宮 原 宣太郎
北杵築	渡 邊 幸 雄	護江	村 井 新 平	豊洋	川 崎 孝 子
豊洋	長 友 富 男	東山香	松 田 司	上	阿 部 正 俊
山浦	岡 山 秀 徳	田原	野 田 由 紀	朝田	田 邊 正 義

1. 総会に出席した事務局員は次のとおりである。

事務局長	佐 藤 敬 一	次長兼農地・管理係長	中 根 幹 雄
農地・管理係主査	河 野 伸 也	農地・管理係主任	田 邊 憲 佑

1. 総会に提出された議事案件は次のとおりである。

議案第 60 号	農地所有適格法人に係る適格要件届出について
議案第 61 号	農地法第3条の申請について
議案第 62 号	農地法第4条の申請について

議案第 63 号	農地法第5条の申請について
議案第 64 号	農用地利用集積計画(案)の決定及び 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について
議案第 65 号	杵築市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」 (案)の策定について
議案第 66 号	農業委員会による最適化活動の推進等について

議長	それでは、令和5年度第12回杵築市農業委員会総会を開会いたします。 (9時37分： 開始)
議長	本日の議事録署名委員を農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、 委員、 委員の両委員を指名いたします。続きまして、会議書記の指名であります。書記については事務局職員より 並びに を指名いたします。
議長	本日の議事案件は、議案第60号から議案第66号までの7議案67件が提出されています。慎重審議をお願いします。
議長	まず、はじめに「議案第60号」「農地所有適格法人に係る適格要件届出について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	おはようございます。事務局の です。よろしくお願いします。 議案書は1ページです。 「議案第60号」「農地所有適格法人に係る適格要件届出について」農地法第2条第3項の規定による農地所有適格法人の要件について、下記の者より農地所有適格法人に係る適格要件届出書の提出がありましたので、これを承認することについて、意見を求めます。 申請人、 区、 、 、法人設立は令和 年 月 日、資本金 円。 事業の内容といたしましては、1. 農作物の生産、加工、販売、2. 農作物の貯蔵及び運搬、3. 農業生産に係る作業委託、4. 農産物直売店の経営、5. 農作業の代行、請負、受託、6. 上記各号に附帯する一切の業務。 構成員の住所、氏名は申請人と同じで、 、 歳、他 名です。業務執行役員は 名で、 、 で、全て常勤です。 取得予定農地は 筆で、面積は約 m²です。場所は の自宅周辺の でもある母親の 名義の土地と、 のねぎ団地で、以前から さんがハウス栽培をしていた土地になります。準備が整い次第、土地を取得する予定です。 営農計画書によると、水耕こねぎを栽培して収穫量は t、生産額は 万円を見込んでおり、 年間、同規模での生産を計画しています。代表取締役の さんは平成10年より水耕こねぎの栽培を手掛けており、今回、法人化することで、規模を拡大して安定した水耕栽培を行い、経営発展を図るそうです。 法人の形態は株式会社であり、売り上げのすべてが農業収入、構成員も農業関係者で議決権の2分の1以上を取得し、役員すべてが農業に従事しています。 以上のことから農地所有適格法人としての要件を満たしているため問題ないと思われます。

議長	只今、「議案第60号」について、事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第60号」については、農地法第2条第3項の規定により、農地所有適格法人としてこれを承認することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第60号」については、これを承認することに決します。
議長	次に、「議案第61号」「農地法第3条の申請について」を議題といたします。ア．所有権の移転の1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	事務局の[]です。よろしくお願いします。 議案書の2ページをご覧ください。 「議案第61号」「農地法第3条の申請について」農地法第3条第1項及び同施行令第1条により、下記のとおりの許可申請があったのでこれを許可することについて意見を求めます。 番号1番、申請人、譲渡人、[]区、[]、[]歳、譲受人、[]区、[]、[]歳。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、台帳、現況ともに[]、地積[]㎡、合計[]筆の[]㎡です。譲受人の経営面積は、田[]a、畑[]a、計[]a。理由は、高齢のため、相手方の要望です。 以上です。
議長	1番について、[]農地委員より説明願います。
[]委員	2月19日、事務局職員2名、[]農業委員、私、譲渡人の[]さんで現地確認をしました。申請地は[]の信号から[]を渡り、50m行ったところを[]方面へ左折し、100mほど進んだところです。駐車場の横の道沿いの土地になります。道に取られた際に登記していなく、今回登記する上で、譲受人の[]さんに所有権移転ということで、申請が出されています。小さい土地なので問題ないと思います。慎重審議よろしくお願いします。
議長	1番について、[]農業委員よりご意見があればお願いします。
[]委員	只今の[]さんの件ですが、数か月前に隣地の申請について皆さんの承認を得たところであり、今回の申請地は、畑の周りで自分が歩く、畔みたいところで、前回の申請で漏れていたということで、今回申請がありました。何ら問題ないと思います。よろしくお願いいたします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	許可基準になります。 高齢で農地の管理が困難な譲渡人と、現在申請地を耕作している譲受人との間で売買の話がまとまったため、今回申請となりました。 今回の案件は、令和5年度第3回6月の総会で議案となった案件となっております。一部申請地が漏れていたとのことで、今回追加での申請となります。申請地は、譲受人の自宅の前にあり、以前から自家消費用の野菜を耕作しています。今回取得にあたり、管理及び耕作については、問題ないものと思われます。

	続いて、許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をご覧ください。特に不許可の要件に引かかる点はありません。 以上のことから、■■■■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しました。 以上です。
議長	次に、2番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号2番、申請人、譲渡人、■■■■区、■■■■、■■歳、譲受人、■■■■区、■■■■、■■歳。申請の土地、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、台帳、現況ともに■■、地積■■■㎡、合計筆の■■■㎡です。譲受人の経営面積は、田■■■a、畑■■■a、合計■■■aです。理由は、管理が困難、相手方の要望です。 以上です。
議長	2番について、■■■■農地委員より説明願います。
委員	2月19日、事務局職員2名、■■■■農業委員、私、譲受人の方がお留守だったので合計4名で現地確認をしました。申請地は、先ほどの■■■さんの農地から、■■■■方面に行き、■■■■に進み、■■■■方面へ進み、■■■■の横を通して■■■の一番上の地域に進みまして、カーブの左側に道があります。そこから入り2つ目の田です。■■■■の■■になります。私が2年間調査している中で、■■をしているらしいので、その方が譲り受けて田としてするみたいなことを言っていました。問題ないと思います。所有権移転ということで、10a当たり■■万円ということで聞いています。慎重審議よろしく願います。
議長	2番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。
委員	特にありませんが、■■■■さんは■■■を経営している方で、農業はしていないということです。■■■■さんに渡したいということのようです。家も■■■さんの隣ということです。よろしく願います。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	許可基準になります。 今回、農地の管理が困難な譲渡人と、以前から申請地を耕作している譲受人との間で、売買の話がまとまったため申請となりました。 譲受人は、申請地の隣接地に居住しており、申請地及びその周辺の農地を耕作しております。 今回の農地取得にあたり、以前から申請地を耕作していることから、今後の管理及び耕作については特に問題はないものと判断されます。取得後も、水稻を耕作するとのことです。 許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をご覧ください。特に不許可の要件に引かかる点はありません。 以上のことから、■■■■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しました。 以上です。

議長	只今、「議案第61号」について、事務局の説明及び地区担当委員より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第61号」について、農地法第3条第1項により、許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第61号」については、これを許可することに決します。
議長	次に、「議案第62号」「農地法第4条の申請について」を議題といたします。1番について事務局の説明を求めます。
事務局	事務局の[]です。よろしくお願いします。 議案書3ページをお開きください。 「議案第62号」「農地法第4条の申請について」農地法第4条第1項により、下記のとおり許可申請があったので、県知事に進達するため意見を求める。 番号1番、申請者、[]区、[]、[]歳、[]。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡。申請内容、植林として。申請理由、令和4年まで畑として利用してきたが、傾斜地で管理も困難なことから、申請地に杉300本を植林して今後は山林として管理したい。こちらは第2種農地です。 以上です。
議長	1番について、[]農業委員より説明願います。
[]委員	2月22日、事務局職員2名、私と[]委員と4人で現地を確認しました。申請地は、[]の先に[]という[]があります。その横の道を約2km上った山奥にある圃場です。4年まで菜花を植えていて、その前はキュウリを植えていました。現状を確認に行ったときに、きれいに草を刈っていて、植林がすぐにできるよう準備をしていましたので、よろしいのではないかと思います。慎重審議よろしくお願いします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	土地所有者の[]さんは昭和46年に祖父からの相続により申請地を取得しています。令和4年までは菜花を作っていましたが、高齢になったこと、傾斜地で管理が大変なことから耕作を断念し、現在は申請地の一部のみ草刈りを行いながら管理をしている状況です。森林組合に相談したところ、杉の苗を植林して今後は山林として管理する方向で話がまとまったため今回の申請となりました。 まず、立地基準です。 申請地は、農業に対する公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから「第2種農地」と判断されます。「第2種農地」は農地以外の土地や第3種農地が近くにないか、申請地でないことを達成できない場合のみ許可出来ます。 そのため、代替地の検討も行いましたが、高齢で維持管理が困難であること、周囲も山が迫ってきていることから、今回の植林を決めたようです。この土地が農用地区域外農地であることを確認しております。

議長	1番及び2番について、[]農地委員より説明願います。
[]委員	2月20日、[]委員、私、事務局職員2名と現地を確認しました。[]線の[]線になりますが、[]の北側のバス停、[]方面へ乗る方、[]の[]があったところ側になります。[]区の土地になりますが、現在は草刈り等きれいにされていますが、耕作物は見受けられません。遊休農地として管理されていたみたいです。[]と[]を資材置場にするという形で、[]、[]、[]、[]は宅地造成するということです。 []さんと[]さんは姉妹です。もう1名、[]さんという方が筆持っています。ここは3種農地ということで、宅地にしていくにはいい場所ではないかと思います。現在作られていませんし、田も段差があり、作業がしづらいところです。水もたまりやすい場所になっています。慎重審議よろしく願います。
議長	1番及び2番について、[]農業委員よりご意見があれば願います。
[]委員	只今、[]委員が説明したとおりです。慎重審議よろしく願います。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	番号1番についてです。 土地所有者の[]さんと[]さんは実の姉妹で、どちらも相続により申請地を取得しています。父の代までは水田として利用していましたが、現在は遊休状態で草刈等の管理のみ行っている状態です。転用者の[]さんと資材置場として土地の有効活用を図る話がまとまったため今回の申請となりました。 番号2番についてです。 土地所有者の[]さんと[]さんは元ご近所さん同士で、どちらも相続により申請地を取得しています。1番と同様に以前は水田として利用していましたが、現在は遊休状態で草刈等の管理のみ行っている状態です。同じく、転用者の[]さんと宅地分譲用地[]区画分として土地の有効活用を図る話がまとまったため今回の申請となりました。 まず、立地基準です。 申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域（第1種住居地域）に定められていることから「第3種農地」と判断されます。「第3種農地」は原則転用許可ができる農地となります。また、この土地が農用地区域外農地であることを確認しております。 次に、一般基準です。 申請地周辺についてですが、番号1番については、申請地の北側は公衆用道路、東側は宅地、南側は県道、西側は宅地にそれぞれ接しており、周辺に耕作者はいないため、営農上の問題はありません。番号2番については、申請地の北側は公衆用道路、東側は宅地及び田、南側は県道、西側は宅地及び雑種地にそれぞれ接しており、周辺に耕作者はいないため、営農上の問題はありません。 土地利用計画についてですが、番号1番については、申請地[]筆[]㎡に石、砂利、ブロック、ヒューム管、U字溝、グレーチング、溜枡置場等の資材置場として造成するとともに、既設の排水溝を保護するために、西側と南側に間知ブロックを設置する計画です。番号2番については、申請地[]筆[]㎡を宅地分譲用地[]区画分として造成するとともに、U字溝、プレキャスト擁壁等を設置して周辺への対策を行う計画です。また、番号1番2番ともに道路と比べて1m程度低いいため、土地の

	そのため、代替地の検討も行いましたが、実家から近いこと、十分な面積が確保できることからこの土地に決めたようです。この土地が農用地区域外農地であることを確認しております。 次に、一般基準です。 申請地の北側は畑、東側は雑種地、南側は市道、西側は宅地にそれぞれ接しており、周辺の畑については自己所有地のため、営農上の問題はありません。 土地利用計画につきましては、申請地■筆■㎡に、1階床面積■㎡、約■坪の一般住宅を計画しています。 工事期間は、令和■年■月■日から令和■年■月■日までの約■ヶ月を予定しており、転用は確実に見込まれます。 排水計画につきましては、南側の市道側溝へ接続予定であり、排水に関して各関係機関・関係者とは協議済みです。 資金計画につきましては、費用全額を融資で賄うようです。金融機関から発行された借入手続きが添付されており資力について確認済みです。 以上のことから、立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしており、申請は許可相当と考えられます。 以上です。
議長	只今、「議案第63号」について、事務局の説明及び地区担当委員による意見がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第63号」については、農地法第5条第3項により、許可相当として意見を県知事へ進達することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第63号」については、許可相当として意見を県知事へ進達します。
議長	次に、「議案第64号」「農用地利用集積計画（案）の決定及び農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」を議題といたします。ア、利用権の設定の番号2番から29番、及び41番、イ、公社からの貸付の1番及び9番については、農業委員会に関する法律第31条「議事参与の制限」に抵触しますので、先に、ア、利用権の設定の1番、30番から40番、及び42番から48番、イ、公社からの貸付の2番から8番及び10番について事務局の説明を求めます。
事務局	議案書5ページをご覧ください。 「議案第64号」「農用地利用集積計画（案）の決定及び農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画（案）の決定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項に係る農用地利用集積等促進計画（案）について意見を求めます。 まず、今回の議案について、前回の総会までは、集積計画と促進計画というところで、2つの議案として、説明させていただきましたが、法改正の関係により、ア、利用権の設定の中に集積計画によるものと促進計画によるものがありますので今回は、集積計画と促進計画の2つの審議をまとめて、1つの議案の中で、審議していただきますようお願いいたします。

ア.利用権の設定です。

番号1番、申請人、貸人、[]区、[]、借人、[]区、[]。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]m²、合計[]筆の[]m²です。設定期間は[]年新規で、借人の経営面積は、田[]a、畑[]a、計[]aです。貸人、借人は親子間の関係で、今回借人が新規に就農するとのことで、利用権設定を行うものです。耕作作物は、ホウズキとのことです。

相対契約は今回この一件のみとなります。

続いて番号2番から番号48番までは、公社への貸付となりますが、今回、案件が非常に多いため、貸人から公社への部分の説明を省略させていただき、公社からの借受人のところから、説明をしたいと思いますので、ご了承願います。

18ページのイ.公社からの貸付からの説明となります。

議事参与の関係があるため、番号1番と9番を飛ばして、番号2番から説明となります。

番号2番です。貸付人、大分市、大分県農業農村振興公社、借受人、[]区、[]。対象農地は、[]、[]筆、[]m²。土地の詳細は、12ページ、番号30番の土地です。借受人の[]さんは、[]の[]で新規就農者です。利用権の種類は賃借権で年間の賃借料は10a当たり[]円、設定期間は[]年新規です。耕作作物はホウズキとなっております。

続いて、番号3番です。借受人、[]区、[]、[]。対象農地は、[]、[]筆、[]m²。土地の詳細は、13ページ、番号31番の土地です。借受人の[]さんは夫婦の関係で、[]の[]で新規就農者です。利用権の種類は賃借権で年間の賃借料は10a当たり[]円、設定期間は[]年新規です。耕作作物はいちごとなっております。

続いて、番号4番です。19ページです。借受人、[]区、[]。対象農地は、[]、[]筆、[]m²。土地の詳細は、13ページ、番号32番の土地です。借受人の[]さんは地元の認定農業者の方です。利用権の種類は使用賃借権で、設定期間は[]年新規です。耕作作物はナスとなっております。

続いて、番号5番です。借受人、[]区、[]、[]。対象農地は、[]、[]筆、[]m²。土地の詳細は、13ページ、33番から35番までの土地です。借受人の[]さんは夫婦の関係で、[]の[]で新規就農者です。利用権の種類は賃借権で、年間の賃借料は10a当たり[]円、設定期間は[]年新規です。耕作作物はいちごとなっております。

続いて、番号6番です。借受人、[]区、[]。対象農地は、[]、[]筆、[]m²。土地の詳細は、14ページ、番号36番の土地です。借受人の[]さんは、[]の[]で新規就農者です。利用権の種類は賃借権で年間の賃借料は10a当たり[]円、設定期間は[]年新規です。耕作作物はいちごとなっております。

続いて、番号7番です。20ページです。借受人、[]区、[]。対象農地は、[]、[]筆、[]m²。土地の詳細は、14ページ、番号37番の土地です。借受人の[]さんは、地元の稲作農家の方です。利用権の種類は使用賃借権で、設定期間は[]年新規です。耕作作物は水稻となっております。

続いて、番号8番です。借受人、[]、[]。対象農地は、[]、[]筆、[]m²。土地の詳細は、14ページ、番号38番から40番の土地です。借受人の[]さんは認定農家の方です。利用権の種類は賃借権で、年間の賃借料は10a当たり[]円、設定期間は[]年新規です。また耕作作物は水稻となっております。

	続いて、番号9番ですが、議事参与のため、省略をします。 番号10番です。21ページです。借受人、[]区、[]。対象農地は、[]、[]筆、[]㎡。[]、[]筆、[]㎡。[]、[]筆、[]㎡。[]、[]筆、[]㎡。土地の詳細は、15ページ、番号42番から48番の土地です。借受人は、認定農業者の方です。利用権の種類は使用貸借権で、設定期間は[]年新規です。耕作作物は水稻となっております。 また、22ページ以降の貸付調書については、これまでの説明と重複しますので省略をします。 以上です。
議長	只今の案件について、事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。只今の案件のア、利用権の設定の1番、32番、37番、43番から48番については、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、これを「決定」、ア、利用権の設定の30番、31番、33番から36番、38番から40番、42番及びイ、公社からの貸付については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項により、「意見なし」とすることにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、只今の案件のア、利用権の設定の1番、32番、37番、43番から48番については、これを「決定」、ア、利用権の設定の30番、31番、33番から36番、38番から40番、42番及び、イ、公社からの貸付については、「意見なし」として報告することに決めます。
議長	次に、「議案第64号」の、ア、利用権の設定の2番から29番と、イ、公社からの貸付の1番は、農業委員会に関する法律第31条「議事参与の制限」に抵触しますので、[]委員には退出していただきたいと思います。
	< []委員 退出 >
議長	それでは事務局の説明を求めます。
事務局	18ページの番号1番です。借受人、[]区、[]。対象農地は、[]、[]筆、[]㎡。[]、[]筆、[]㎡。土地の詳細は、5ページ、番号2番から29番の土地です。借受人は、認定農業者で、利用権の種類は賃借権です。年間の賃借料は10a当たり[]円、設定期間は[]年新規です。耕作作物は水稻となっております。 以上です。
議長	只今の案件について、事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。只今の案件のア、利用権の設定の2番から16番については、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、これを「決定」、ア、利用権の設定の17番から29番及び、イ、公社からの貸付については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項により、「意見なし」とすることにご異議ございませんか。

各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、只今の案件のア、利用権の設定の2番から16番については、これを「決定」、ア、利用権の設定の17番から29番及び、イ、公社からの貸付については、「意見なし」として報告することに決します。
議長	それでは、「議事参与の制限」が解かれた■■■■委員に、事務局より議事への参加を要請して下さい。
	< ■■■■委員 入室 >
議長	次に、「議案第64号」の、ア、利用権の設定の41番と、公社からの貸付の9番は、農業委員会に関する法律第31条「議事参与の制限」に抵触しますので、■■■■委員には退出していただきたいと思います。
	< ■■■■委員 退出 >
議長	それでは事務局の説明を求めます。
事務局	20ページの番号9番です。借受人、■■■■区、■■■■。対象農地は、■■■■、筆、■■■■㎡。土地の詳細は、15ページ、番号41番の土地です。借受人は、認定農業者です。利用権の種類は賃借権で、年間の賃借料は10a当たり■■■■円、設定期間は■年新規です。また耕作作物は水稲となっております。 以上です。
議長	只今の案件について事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
	お諮りいたします。只今の案件のア、利用権の設定の41番については、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、これを「決定」、イ、公社からの貸付については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項により、「意見なし」とすることにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、只今の案件のア、利用権の設定の41番については、これを「決定」、イ、公社からの貸付については、「意見なし」として報告することに決します。
議長	それでは、「議事参与の制限」が解かれた■■■■委員に、事務局より議事への参加を要請して下さい。
	< ■■■■委員 入室 >
議長	次に、「議案第65号」「杵築市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」（案）の策定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	議案書41ページになります。別紙でお配りした「杵築市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」（案）の策定について」をご覧ください。 「議案第65号」「杵築市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」（案）の策定について」

	農業委員会等に関する法律第7条第1項及び第2項の規定に基づき、別紙のとおり、杵築市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」（案）を策定したので、これを公表することについて意見を求める。 それでは、今回の策定の内容について説明します。 農業委員会の最適化指針については、前回、平成29年度に策定したもので、その目標最終年度が令和5年3月までになっていたため、指針の見直しが必要でした。 これは、次の議案第66号、「農業委員会による最適化活動の目標」とリンクするもので、昨年の3月には策定していたのですが、こちらの勘違いで、最適化の目標のみを議案としてあげていて、指針の方はあげそこなっていました。 そこで、今回、さかのぼる形にはなりますが、皆さんの意見をいただくために議案としてあげさせてもらいました。 内容としては、令和5年4月時点の数値を基準としています。 遊休農地の解消は10年後の令和14年4月に0%、担い手への集積は10年後に80%の目標としています。 担い手の育成・確保ですが、総農家数は減少傾向としていますが、認定農業者や集落営農組織は増加していくと想定しています。 新規参入者も個人・法人ともに微増ではありますが、増加していくといった目標を立てています。 それぞれの数値目標のあとに記載しているような施策を中心に、最適化の推進を図っていきたいと考えています。 説明は以上です。
議長	只今、「議案第65号」について、事務局から説明がありましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
議長	遊休農地の解消目標が、令和14年には0ha、遊休農地の割合は0%という目標を上げています。次のページについては集積率が80%という目標をあげています。あくまでも目標ですが、可能な数字かどうか皆さんからのご意見があれば伺いたいと思います。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第65号」については、これを承認することに、ご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第65号」については、これを承認することに決めます。
議長	次に、「議案第66号」「農業委員会による最適化活動の推進等について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	議案書42ページと別紙「令和6年度最適化活動の目標の設定等」をご覧ください。 「議案第66号」「農業委員会による最適化活動の推進等について」

	令和4年2月25日付け農林水産省経営局農地政策課長通知「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づき、下記のとおり「令和6年度最適化活動の目標の設定等」を作成したので、農業委員会等に関する法律第37条の規定に基づき、これを公表することについて意見を求めます。 それでは、内容について説明します。 農業委員会による最適化活動の推進等については、毎年、目標及びその達成に向けた活動計画と活動の点検・評価の結果を市のホームページで公表するように通知されています。 また、公表後は速やかに、県を通じて国に公表内容を報告することになっているため、今回皆さんにご審議いただくものです。 それでは別紙「令和6年度最適化活動の目標の設定等」をご覧ください。 内容としては、農林水産課からいただいた資料や、農林業センサス、農地の集積状況、農地利用状況調査や、農地の移動があった調査結果を基に作成しています。なお、説明につきましては、要約していきたいと思えます。 まず1ページ目についてですが、これは令和5年4月1日現在の状況です。 2ページ目は、担い手への集積の実績についてです。 まず(1)農地の集積ですが、面積につきましては、農地中間管理機構等へ集積した面積で農林水産課が取りまとめたものとなっています。令和14年に集積率80%達成を目標としています。 次に(2)遊休農地の解消は、今年度、委員さんに調査いただいた遊休農地の実績です。今年度の緑区分の9.4haを来年度の目標として遊休農地の解消に努めていきます。 次に(3)新規参入の促進ですが、過去3年間の新規参入者の実績と農地の移動があった3条と利用権の農地の移動があった実績となっています。 次に2.最適化活動の目標ですが、委員さん1人につき、月10日の活動を目指しています。活動内容としては、遊休農地の解消、農地の集積、新規就農者へのPRなどを目標に挙げています。 ここの活動は活動記録簿と直結した内容となりますので、活動記録簿の記入にご協力ください。 なお、まだ3月中ということで、3月末の数字が確定していない部分があります。その関係でどうしても数値が変わってしまう部分があるかもしれませんが、その時は改めて変更になった箇所について報告させていただきます。 説明は以上です。
議長	只今、説明をいただきました。特に活動記録簿の記入については、すべてを私が見ているわけではありませんが、活動記録によってそれぞれの費用弁償がされるということでもあります。なるべく記入をお願いしておきたいと思えます。
議長	只今、「議案第66号」について、事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第66号」については、これを承認することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第66号」については、これを承認することに決めます。

議長	これで、本日提案されました議案の審議はすべて終了しました。以上をもちまして、令和5年度第12回杵築市農業委員会総会を閉会します。
	(10時36分： 終了)